



くるま ばい く うんてん する ー る 車や バイクを 運転するときのルール

- ☆ くるま ばい く 道路の 左側を 運転する。
- ☆ しんごう ひょうしき ー る ー る か かんばん ひょうじ ー る ー る
信号、標識（ルールを 書いた 看板）、標示（ルールを
書いた 道路の 文字や 印）を 必ず 守る。
- ☆ うんてんめんきょ ない ひと お酒を 飲んだ人は 車や バイクを
運転しては いけない。
- ☆ おうだんほどう ある ひと かなら と
横断歩道を 歩く人が いるときは 必ず 止まる。
- ☆ くるま ばい く うんてん けいたい でんわ つか
車や バイクを 運転するときは 携帯電話を 使っては
いけない。
- ☆ くるま の ひと しー と ベル と かなら つか
車に 乗る人は シートベルトを 必ず 使う。
- ☆ さい ちい こ ちやいるどしー と かなら
6歳より 小さい 子どもには チャイルドシートを 必ず
使う。
- ☆ ばい く うんてん へる めっ と かなら
バイクを 運転するときは ヘルメットを 必ず かぶる。
- ☆ いちじていし いちど と ひょうしき かなら
一時停止（一度 止まる）の 標識が あるところは 必ず
止まる。それから みぎ ひだり み かくにん
と 止まる。それから 右と 左を 見て 確認する。

ぎふ なかけいさつしよ ぎふ みなみけいさつしよ
岐阜中警察署 (263-0110) ・ 岐阜南警察署 (276-0110)

ぎふ きたけいさつしよ ぎふ はしまけいさつしよ
岐阜北警察署 (233-0110) ・ 岐阜羽島警察署 (387-0110)

ぎふ しやくしよ ちいきあんぜんすいしんか
岐阜市役所 地域安全推進課 (214-4964)